

宮城県環境保全率先実行計画

(第6期)

〈令和3年度～令和7年度〉

令和3年3月

宮城県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	1
4 計画期間等	2
第2章 基準年度における計画の取組実績	3
1 第5期計画の取組実績	3
2 基準年度における温室効果ガス排出量	4
第3章 計画の基本方針等	5
1 基本方針	5
2 重点的に推進する行動の内容	5
3 SDGs との関係	6
第4章 計画の目標	7
1 計画の目標（数値目標）	7
2 計画の目標（推進目標）	8
第5章 目標達成に向けた行動	9
1 目標達成に向けた基本的な行動	9
2 数値目標を達成するための具体的な行動	9
3 推進目標等を達成するための具体的な行動	16
第6章 計画の推進体制と進行管理	18
1 計画の推進体制	18
2 計画の進行管理	19
3 計画の見直し	19

資料編

- 1 用語解説
- 2 業務委託等に係る環境配慮の推進（仕様書記載事項の例）

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

国内外では、「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定の発効を機に、社会経済の動きが持続可能性の追求に向けて大きく舵をきっており、持続可能な社会の実現に向けた積極的な環境保全に関する取組が求められています。

宮城県（以下「県」という。）では、平成9年3月に「宮城県環境基本計画」を策定し、各環境施策を総合的に推進する一方、翌年2月に策定した「宮城県環境保全率先実行計画（以下「計画」という。）」により、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で、エネルギー使用量の抑制や廃棄物の3R、グリーン購入等の環境配慮行動を率先して推進してきました。

この計画が令和2年度で第5期計画の終期を迎えることから、地球温暖化などの気候変動の影響が深刻化している現状を踏まえ、更なる地球温暖化対策と省エネルギー対策を実施するため、新たな計画を策定しました。

これらの取組が、県民や事業者の皆様、市町村等へ広がることを目指し、計画に基づき、より一層の環境負荷の低減に努めます。

2 計画の位置付け

計画の位置付けは、以下のとおりとします。

- 「宮城県環境基本計画」における県の役割を具体的に推進するための計画
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」第21条第1項に基づき、県の事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画

3 計画の対象

(1) 対象機関

対象機関は、次に示す県のすべての機関とします。

知事部局、企業局、教育庁、警察本部、議会事務局、各種委員会事務局の本庁及び地方機関（県立学校及び警察署を含む。）

※ 指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）は計画の対象外ですが、計画に準じた省エネの取組（庁舎内での電気、燃料使用量の削減）を要請することとします。

(2) 対象となる事務事業等

対象となる事務事業等は、対象機関が実施する日常的な事務及び事業全般とします。

(3) 温室効果ガスの範囲

計画の対象となる温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定されている次の7種類の物質としますが、そのうち⑥～⑦については、これまで排出実績がなく、今後も県の事務事業からの排出がほとんど想定されないため、温室効果ガス総排出量の算定からは除外します。

対象ガス	人為的発生源	地球温暖化係数※
① 二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や燃料の使用、廃棄物の焼却等により排出される。	1
② メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、水田の耕作、家畜の飼養、廃棄物の焼却等により排出される。	25
③ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、家畜の飼養、耕地への肥料の使用、廃棄物の焼却等により排出される。	298
④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	12～14,800
⑤ パーフフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390～17,340
⑥ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・廃棄時等に排出される。	22,800
⑦ 三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	17,200

※ 地球温暖化係数とは、対象ガスの温室効果を比較するために用いる係数で、二酸化炭素を1として相対的に表したものの。

4 計画期間等

(1) 計画期間

期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

(2) 基準年度

基準年度は、令和元年度とします。

第2章 基準年度における計画の取組実績

1 第5期計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）の取組実績

(1) 数値目標

直近の令和元年度実績で見ると、8項目のうち、「温室効果ガスの排出量」「廃棄物の発生量」及び「庁舎での水使用量」の3項目で目標を達成しました。また、「庁舎内での電気使用量」「公用車の燃料使用量」及び「用紙類の購入量」の3項目は、目標未達成ながら、前年度実績から改善傾向にあります。

項目	第5期計画目標		基準年度値 (平成26年度)	数値目標 (対平成26年度)	令和2年度 目標値	令和元年度 目標値 (基準年度比増減)	令和元年度 実績値 (基準年度比増減)	目標達成 状況	(参考) 平成30年度 実績値 (基準年度比増減)	
	項目	単位								
温室効果ガス	1	温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算量)	t-CO ₂	75,387	6%削減	70,864	72,773 (▲3.5%)	69,270 (▲8.1%)	○	70,574 (▲6.4%)
省エネ	2	庁舎内での電気使用量	千kWh	72,091	6%削減	67,766	70,707 (▲1.9%)	74,188 (2.9%)	△	75,602 (4.9%)
	3	庁舎内での燃料使用量 (熱量換算)	GJ	200,668	6%削減	188,628	191,095 (▲4.8%)	196,161 (▲2.2%)	×	193,561 (▲3.5%)
	4	公用車の燃料使用量(熱量換算) (緊急車両を除く。)	GJ	25,700	5%削減	24,415	26,037 (1.3%)	26,283 (2.3%)	△	28,898 (12.4%)
用紙	5	用紙類(コピー用紙及び印刷用紙)の購入量	百万枚	207.6	基準年度以下を維持	207.6	207.6 (0.0%)	217.9 (5.0%)	△	219.2 (5.6%)
廃棄物	6	廃棄物の発生量	トン	3,437	5%削減	3,266	3,346 (▲2.6%)	3,296 (▲4.1%)	○	3,373 (▲1.9%)
	7	廃棄物の再資源化率	%	36.7	廃棄物発生量の40%以上	40.0	38.7 (2.0%)	36.4 (▲0.3%)	×	36.8 (0.1%)
水	8	庁舎での水使用量	千m ³	781	5%削減	742	751 (▲3.8%)	727 (▲6.9%)	○	754 (▲3.5%)

※目標達成状況 ○：目標達成，△：目標未達成だが前年度より数値改善，×：目標未達成かつ前年度より数値悪化

(2) 推進目標

各項目における令和元年度の取組状況は次のとおりです。

項 目		令和元年度の取組状況
グリーン購入の推進	グリーン購入促進条例の基本方針に基づいて推進計画を作成するとともに、当該計画に基づいてグリーン購入を推進する。	令和元年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画で定めた272品目についてグリーン購入に取組み、県全体のグリーン購入率は98.8%となっている。
再生可能エネルギー等導入の推進	施設設備の改修時などの機会を捉え、太陽光発電システム、低燃費車及び低公害車等の導入を図る。	太陽光発電導入施設は30施設となっている。また、次世代自動車の導入台数は216台で、全保有台数の19.1%となっている。
業務委託等に係る環境配慮の推進	業務委託等において、環境配慮事項を仕様書に記載し、業者への環境配慮の普及・啓発を図る。	対象業務1,245件のうち、1,042件で事業者に対して環境配慮を要請しており、83.7%で実践されている。

※ 「エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）」におけるエネルギーについて

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

燃料：原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油等）、可燃性天然ガス、石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス）であって燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの

熱：上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）（太陽熱及び地熱等は対象外）

電気：上記に示す燃料を起源とする電気（太陽光発電、風力発電等は対象外）

2 基準年度における温室効果ガス排出量

温室効果ガスの排出量は、次の算定式に基づき、二酸化炭素換算で算定しています。

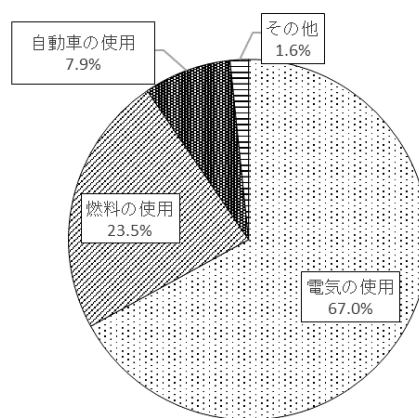
$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{排出係数 (活動量当たりの排出量)}$$

基準年度である令和元年度における温室効果ガスの排出量及び排出状況は、以下の図表のとおりです。

温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で69,270 tとなり、排出形態別に見ると、「電気の使用」、「燃料の使用（庁舎内）」及び「公用車の使用」による排出が全体の98.4%を占めています。また、温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素による排出が98.0%と、その大半を占めています。

図表1 排出形態別温室効果ガス排出量（令和元年度）

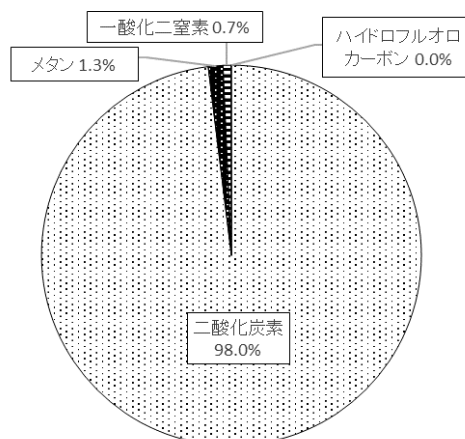
排出形態	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用	46,425	67.0
燃料の使用	16,254	23.5
公用車の使用	5,453	7.9
フロン [※] の漏出	33	0.0
家畜の飼養	850	1.2
水田の耕作面積	195	0.3
施肥中の窒素の量	61	0.0
合計	69,270	100



※端数処理の都合上、合計が一致しない。

図表2 温室効果ガスの種類別排出量（令和元年度）

温室効果ガスの種類	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	67,914	98.0
メタン (CH ₄)	869	1.3
一酸化二窒素 (N ₂ O)	453	0.7
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	33	0.0
合計	69,270	100



※端数処理の都合上、合計が一致しない。

第3章 計画の基本方針等

県は、SDGsの考え方も踏まえながら、以下の基本方針等に基づき、環境に配慮した行動を推進します。

1 基本方針

- (1) 「宮城県環境基本計画」に定めるその役割に基づき、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で環境に配慮した行動を率先して実行します。
- (2) 計画で重点的に取り組む項目について、目標を設定します。この目標は第5期計画の実績等を考慮して設定します。
- (3) 本県では、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成30年10月策定）を策定し、本県における2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減する目標を掲げていることに加え、令和3年度からの「宮城県環境基本計画（第4期）」では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする長期目標を掲げることとしていることから、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を一層推進します。
- (4) 目標を達成するため計画に定める環境配慮行動を、各職場、各職員の創意工夫により自主的・積極的に推進します。
- (5) 計画の推進に当たっては、行政サービスの低下や事務事業の非効率化が生じないように配慮します。
- (6) 宮城県環境マネジメントシステムに基づいて計画の進行管理を行い、毎年度、定期的の実績を点検評価し、必要な見直しを行います。
- (7) 計画の実績については、毎年、「宮城県環境白書」の中で取りまとめ公表します。

2 重点的に推進する行動の内容

(1) 省エネ法に基づく管理標準¹によるエネルギーの管理

省エネ法において、各職場で策定が義務付けられている管理標準に従い、エネルギー管理を徹底します。

なお、管理標準については、(2)の庁舎管理マニュアルの一部とします。

(2) 庁舎管理のルール化の推進

各庁舎管理者は庁舎管理マニュアルを策定し、省資源、省エネルギー、廃棄物の分別等に関する行動のルール化を図ります。

(3) 公用車における次世代自動車²導入の推進

環境負荷低減が期待される次世代自動車の公用車への積極導入を図ります。

(4) 再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギー化

「県有施設への再エネ・省エネ導入ガイドライン」（令和2年3月策定）等を踏まえ、再生可能エネルギー設備や省エネ設備等を県有公共施設等へ積極的に導入します。

¹ 管理標準とは、合理的なエネルギーの使用を図るために、エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検等）を定めたマニュアルのことです。エネルギーを使用するすべての事務所について、管理標準に基づきエネルギー管理を行います。

² 次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れている等の環境負荷が少ない自動車を指します。

(5) グリーン購入の推進

グリーン購入促進条例に基づき「グリーン購入基本方針」を策定し、この方針に基づき毎年度、グリーン購入推進計画を作成して取り組むことにより、グリーン購入の一層の推進を図ります。

(6) ペーパーレス化の推進

用紙類（コピー用紙及び印刷用紙）の購入量の削減を図るため、「みやぎデジタルファースト宣言」（令和2年9月）を踏まえた行政のデジタル化等により、ペーパーレス化の一層の推進を図ります。

(7) 廃棄物の発生抑制の推進

物品購入における必要性の検討や使用済製品（商品）の再使用の徹底等により、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制を推進します。

(8) 廃棄物の再資源化の推進

ごみの分別排出の徹底に努め、廃棄物の再資源化を推進します。

(9) 職員の意識の啓発

職員の環境配慮意識を高めるため、環境配慮行動等に関する職員向け研修会を開催する等、職員の意識の啓発を図ります。

3 SDGsとの関係

本県では、本計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減、エネルギー使用量の抑制、廃棄物の3R、再生可能エネルギー・省エネ設備の導入、次世代自動車の導入やグリーン購入等の環境配慮行動を推進することで、SDGsの達成に率先して取り組みます。本計画では、SDGsの17のゴールのうち、次の7つの達成を目指します。



【目標6】安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【目標13】気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【目標7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



【目標14】海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【目標11】住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【目標15】陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【目標12】つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する

（画像出典：国連広報センター）

第4章 計画の目標

計画の目標について、以下のとおり2つに分けて定めます。

1の目標は、計画で具体的な目標値を設定する「数値目標」とします。

2の目標は、計画で具体的な目標値を設定しない「推進目標」とします。ただし、「グリーン購入の推進」については、毎年度策定する「グリーン購入の推進に関する計画」の中で具体的な目標値を設定し、取組を行います。

1 計画の目標（数値目標）

宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標（2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で31%削減）を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標をこれまでの「6%」から「8.2%」に引き上げます。

「用紙類（コピー用紙及び印刷用紙）の購入量」については、第5期計画において目標を達成しない状況が続いている一方、働き方改革や行政のデジタル化を推進していく必要があることから、これまでの「基準年度以下を維持」する目標から「基準年度比で5%削減」する削減目標に見直します。

「庁舎内での電気使用量」、「庁舎内での燃料使用量（熱量換算）」、「公用車の燃料使用量（熱量換算）（緊急車両を除く。）」、「廃棄物の発生量」、「廃棄物の再資源化率」及び「庁舎内での水使用量」については、今後も引き続き環境負荷の低減に向けた取組が必要であることから、第5期計画の数値目標を継続します。

項目	第6期計画数値目標		基準年度 (令和元年度) の状況	令和 7年度 目標値	単位	
	項目	数値目標				
温室効果 ガス	1	温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算量)	8.2%削減	69,270	63,590	t-CO ₂
省エネ	2	庁舎内での電気使用量	6%削減	74,188	69,737	千kWh
	3	庁舎内での燃料使用量（熱量換算）	6%削減	196,161	184,391	GJ
	4	公用車の燃料使用量（熱量換算） (緊急車両を除く。)	5%削減	26,283	24,969	GJ
用紙	5	用紙類（コピー用紙及び印刷用紙） の購入量	5%削減	217.9	207.0	百万枚
廃棄物	6	廃棄物の発生量	5%削減	3,296	3,131	トン
	7	廃棄物の再資源化率	廃棄物発生量の 40%以上	36.4	40	%
水	8	庁舎での水使用量	5%削減	727	691	千m ³

2 計画の目標（推進目標）

項 目	
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none">・グリーン購入促進条例の基本方針に基づいて推進計画を作成するとともに、当該計画に基づいてグリーン購入を推進する。・県発注の公共工事において、「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。
公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入の推進	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の新設及び改修の機会を捉え、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化を図り、環境負荷低減に加え、長期的な視点でのコスト削減に取り組む。
公用車における次世代自動車導入の推進	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量削減等の環境負荷低減が期待される次世代自動車の導入拡大に努める。
業務委託等に係る環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">・業務委託等において、環境配慮事項を仕様書に記載するほか、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者から優先的に物品を調達する等、事業者への環境配慮の普及啓発を図る。

第5章 目標達成に向けた行動

対象機関は、計画の目標を達成するため、次の行動を推進します。

1 目標達成に向けた基本的な行動

- 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第4号)に基づき、一定規模の建築物の新築・増改築等に必要な省エネ措置を講じる。また、設備・機器の新設や更新を計画する場合、トップランナー機器の導入に努める。
- 太陽光発電、太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 省資源、廃棄物の分別等に関する行動のルール化を図るため、庁舎管理マニュアルを策定し、省エネルギーについては、管理標準に従って取り組む。
- (一財)省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断等を効果的に活用する。
- 職員は、庁舎管理者の指示に従うなど省エネルギーに積極的に協力する。
- 定時退庁日の定時退庁の徹底等、時間外勤務の縮減に努める。

2 数値目標を達成するための具体的な行動

(1) 通常事務(全職員対象)

項目	具体的な行動
照明 (電気)	<ul style="list-style-type: none">○ 執務室等の照明の点灯は始業時間の5分前からとする。○ 照明のスイッチの配線が細かく設定されている場合は、各スイッチの照明範囲が分かるように掲示し、必要以上に点灯しないようにするほか、天気等により点灯する場所を決めるルールを作り運用する。○ 窓口業務や施設利用等の支障となる場合を除き、昼休みの消灯を徹底する。○ 共用部(トイレ・給湯室・雑用室等)の照明はこまめに消灯する。○ 時間外勤務時の照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外では消灯を徹底する。
空調 (電気, 燃料)	<ul style="list-style-type: none">○ 冷暖房の稼働期間中は、窓際の吹出口には絶対に物を置かず、窓や出入口を開放したままにしない。また温(冷)風の対流を考え、その対流を遮るような遮蔽物を設置しない。○ ブラインド等を効率的に使用することにより、窓からの熱損失等を防ぎ、冷暖房効率を高める。○ 夏季の軽装及び冬季の重ね着等を推進する。

項目	具体的な行動
<p>○ A 機器等 (電気)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パソコン、コピー機、プリンター等は、省エネ機能（ディスプレイの輝度調整、長時間操作がなかった場合にディスプレイの電源を自動で切る等）を積極的に活用する。 ○ 昼休みなど長時間パソコンを使用しない場合や離席時は、電源を切るかスリープモードを活用する。 ○ 時間外勤務等では、不要なコピー機、プリンター等の電源を切る。 ○ エコタップの使用等により、ポットやテレビ等の待機電力の削減を図る。 ○ シュレッダーの使用は、個人情報や秘密文書の廃棄など最小限に止める。 ○ 電気ポットの保温温度は 90℃とする。
<p>エレベーター (電気)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎での直近階への昇降移動は、エレベーター使用を自粛し、階段の利用に努める。
<p>公用車 (公用車燃料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコドライブ（ふんわりアクセル「eスタート」、車間距離にゆとりをもった加減速の少ない運転、無駄なアイドリングを行わない等）を実践する。 ○ エコドライブ実践方法の車内掲示や「エコドライブチェックリスト」の活用等により、エコドライブの意識啓発を図る。 ○ 公用車を使用する際は、環境負荷の少ない次世代自動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及びびクリーンディーゼル自動車等）を優先的に利用するよう努める。 ○ 公用車の更新等に当たっては、環境負荷が少ない次世代自動車の積極導入に努める。 ○ 公用車の運転前の点検等を励行する。また、タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。 ○ 公用車には、不必要な荷物を積みっ放しにしない。 ○ 合理的な走行ルートを選択により、効率良く、かつ、合理的な運行に努める。 ○ 複数の所属から同一目的地へ出張する際には、公用車の乗り合わせに努める。 ○ Web会議の活用により、公用車の使用削減に努める。 ○ 有料道路を利用する公用車には、ETC車載器を設置する。

項目	具体的な行動
コピー機 (用紙類の購入量)	<ul style="list-style-type: none"> ○ コピー機の前にコピーコスト（1枚当たりの印刷単価等）を表示し、常にコストを意識して使用することで用紙類使用の削減を図る。 ○ コピー用紙、印刷用紙等の用紙類の年間使用量について、各課室・機関単位などで把握・管理し、削減を図る。 ○ ミスコピーを防止するため、コピー機の使用後は必ずリセットボタンを押し、試しコピー、試し印刷は必要最小限にする。 ○ コピー機のセキュリティ印刷機能（印刷データにIDとパスワードを付け、コピー機に保存して一括で印刷する機能）を活用し、印刷物の取り違えや印刷ミスの事前防止に努める。
業務のデジタル化 (用紙類の購入量)	<ul style="list-style-type: none"> ○ AIやRPAを活用して事務作業を省力化・効率化するなど、業務そのものやプロセスのデジタル化に努める。 ○ 共通基盤システムや文書管理システム、電子メール等を活用し、文書管理のデジタル化に努める。 ○ 電子申請サービス等を活用した手続のデジタル化に努める。 ○ 会議や打合せ等では、情報セキュリティポリシーを遵守の上、Web会議、ペーパーレス会議システム、液晶ディスプレイ等を活用し、配布資料のデジタル化に努める。
文書作成等 (用紙類の購入量)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料や文書を作成する際は、ページ数や部数について、必要最小限の量となるよう見直しを図る。 ○ 資料や文書を作成する際は、両面印刷・両面コピーを活用する。可能なものは縮小コピーや集約印刷を活用する。 ○ 課内供覧文書や打合せ資料等は、ミスコピーや使用済み文書等の裏面印刷を活用する（ただし、個人情報や法人事業情報等が含まれている文書、又はその可能性がある文書については、情報セキュリティの観点から活用しないこと）。 ○ 定例的なものや簡易なものの起案は、余白処理による起案を徹底する。 ○ 各職場での打合せ等で使用する資料等の部分訂正については、差し替えでなく、見え消しや口頭説明で行う。 ○ FAX等で文書を送信する場合、宛先を余白に記入するなど可能な限り送信表を省略する。また、使用する必要がある場合には、片面使用済用紙を活用する。 ○ 使用済封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。 ○ パンフレット等の印刷物の作成に当たっては、必要性、配布方法、紙面数等を十分考慮し必要最小限の部数とする。

項目	具体的な行動
廃棄物の発生量、 廃棄物の再資源 化率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務のデジタル化により、用紙類の排出削減を図る。 ○ 詰替え等による物品の長期利用、適切な在庫管理による計画的購入等、物品等の購入・使用時の各段階で廃棄物の発生が最少となるよう配慮する。 ○ 備品等は、できるだけ修繕を加えながら大切に長く使用する。 ○ 事務用品・備品等の効率的利用を図るため、職員ポータルの電子掲示板等を活用し、不要な事務用品の再利用や備品の管理換え等を推進する。 ○ シュレッダーの使用は、個人情報や法人事業情報等の廃棄など最小限に止め、リサイクル可能な古紙類として廃棄するよう努める。 ○ 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を使用しない。 ○ コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者が回収するよう配慮する。 ○ 購入物品等の不要の包装箱や包装用紙は、納入事業者が回収するよう要請する。 ○ イベントを開催するときは、再生利用可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制（パンフレットの配布、飲食物の提供はリターナブル容器の使用等）に努めるとともに、会場内にリサイクルボックスを設置する等、廃棄物の再資源化を推進する。
庁舎での水使用 量	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗い物等で水道を使用する際は、蛇口から出る水の量を調整するなど、節水に努める。

(2) 施設管理事務（主に施設管理担当職員が対象）

項目	具体的な行動
使用最大電力 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房使用が増える夏（冬）季のデマンド（使用最大電力）を抑制することで、契約電力を低減する。これにより、電力需要の平準化と、基本料金単価の引き下げを図る。 ○ 電力監視装置やスマートメーターの活用等により、使用電力を「見える化」して分析し、デマンドを抑制する。
変圧器 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負荷に対して設備容量が過剰な受変電設備について、負荷を統合し、効率的な運用を図る。 ○ 力率が不足している場合は、進相コンデンサーの容量を追加して力率を改善し、電力の利用効率を高める。
照 明 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓際は、日照時に業務遂行に支障のない程度の照度（550ルクス以上）が得られる場合は、適宜消灯する。眩しすぎる場合は、ブラインド等により調整する。 ○ 施設利用者等に支障がない程度に照明の間引きを行う。 ○ LED等の省エネ型照明設備を積極的に導入する。 ○ 高圧水銀ランプ（外灯、体育館等で使用）は、令和3年から製造、輸出入が禁止となることを踏まえて、より高効率のLED等に更新するよう努める。
照 明 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路照明については、高圧ナトリウム灯等と比較して、より環境負荷の少ないLED等の採用に努める。
空 調 (電気, 燃料)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房は、換気を確保しつつ適正温度（冷房 28℃・暖房 19℃）で行う。ただし、建物の断熱性が低い場合や、業務上一定の温度を保つ必要がある場合等は、所属としてルールを設定の上で運用し、職員個人の判断により運用することがないようにする。 ○ 負荷に対して能力に余裕がある場合は、ターボ冷凍機、吸収式冷温水機の冷水出口温度を緩和し、省エネを図る。 ○ 負荷に対して能力に余裕がある場合は、暖房用空調機（温水ヒーター等）の温水出口温度を緩和し、省エネを図る。 ○ トイレに設置されているパネルヒーターは、暖房ではなく凍結防止を目的として使用し、凍結しない最低限の温度で運用するか、外気温を考慮して電源を遮断する。 ○ 執務室以外の常時人がいない場所（機械室、会議室等）について、特に中間期（春・秋）は、設置機器が室温上昇によって故障するリスク等が軽減されるため、その場所を使用しない場合は、機器の管理会社等に確認の上、換気を抑制又は停止する。

項目	具体的な行動																													
ボイラー (電気, 燃料)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボイラーは低負荷、間欠での運転を行うと効率が下がることから、負荷に合わせてボイラーを選択する等、連続運転を心がける。 ○ 蒸気輸送配管は、グラスウール等の保温材により十分に保温するとともに、弁や継ぎ手からの蒸気漏れを防止する。 ○ ボイラー等燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。また、現に使用している設備で燃料転換が可能な場合も、同様の対応を図る。 ○ ボイラーは、燃料をできるだけ効率良く燃焼させるために、適正な空気比に調整する。 <p>【ボイラーに関する目標空気比】</p> <table border="1" data-bbox="443 757 1327 1308"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="443 757 746 842">区 分</th> <th data-bbox="746 757 922 842">ボイラー 負荷率 (%)</th> <th colspan="2" data-bbox="922 757 1327 797">基準空気比</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th data-bbox="922 797 1129 842">液体燃料</th> <th data-bbox="1129 797 1327 842">気体燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 842 523 1263" rowspan="4">一般用ボイラー</td> <td data-bbox="523 842 746 927">蒸発量が毎時 30 t 以上</td> <td data-bbox="746 842 922 1263" rowspan="4">50~100</td> <td data-bbox="922 842 1129 927">1.05~1.15</td> <td data-bbox="1129 842 1327 927">1.05~1.15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 927 746 1057">蒸発量が毎時 10 t 以上 30 t 未満のもの</td> <td data-bbox="922 927 1129 1057">1.15~1.25</td> <td data-bbox="1129 927 1327 1057">1.15~1.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1057 746 1182">蒸発量が毎時 5 t 以上 10 t 未 満のもの</td> <td data-bbox="922 1057 1129 1182">1.15~1.3</td> <td data-bbox="1129 1057 1327 1182">1.15~1.25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1182 746 1263">蒸発量が毎時 5 t 未満のもの</td> <td data-bbox="922 1182 1129 1263">1.15~1.3</td> <td data-bbox="1129 1182 1327 1263">1.15~1.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="443 1263 746 1308">小型貫流ボイラー</td> <td data-bbox="746 1263 922 1308">100</td> <td data-bbox="922 1263 1129 1308">1.25~1.4</td> <td data-bbox="1129 1263 1327 1308">1.2~1.35</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		ボイラー 負荷率 (%)	基準空気比					液体燃料	気体燃料	一般用ボイラー	蒸発量が毎時 30 t 以上	50~100	1.05~1.15	1.05~1.15	蒸発量が毎時 10 t 以上 30 t 未満のもの	1.15~1.25	1.15~1.25	蒸発量が毎時 5 t 以上 10 t 未 満のもの	1.15~1.3	1.15~1.25	蒸発量が毎時 5 t 未満のもの	1.15~1.3	1.15~1.25	小型貫流ボイラー		100	1.25~1.4	1.2~1.35
区 分		ボイラー 負荷率 (%)	基準空気比																											
			液体燃料	気体燃料																										
一般用ボイラー	蒸発量が毎時 30 t 以上	50~100	1.05~1.15	1.05~1.15																										
	蒸発量が毎時 10 t 以上 30 t 未満のもの		1.15~1.25	1.15~1.25																										
	蒸発量が毎時 5 t 以上 10 t 未 満のもの		1.15~1.3	1.15~1.25																										
	蒸発量が毎時 5 t 未満のもの		1.15~1.3	1.15~1.25																										
小型貫流ボイラー		100	1.25~1.4	1.2~1.35																										
エレベーター (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーターが複数台ある場合は、時間外や閉庁日等の状況に応じて間引き運転を行う。 																													
自動販売機 (電気)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機は、省エネルギー型へ転換・更新するよう設置業者に要請する。 																													

項目	具体的な行動
廃棄物の発生量，廃棄物の再資源化率	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ排出フローシートを庁舎・施設ごとに作成し，それに従って分別排出する。 ○ 廃棄物の排出量及び再資源化量等の重量実績を正確に把握する。 ○ シュレッダーの使用は，個人情報や法人事業情報の廃棄など最小限に止め，リサイクル可能な古紙類として廃棄するよう努める。（再掲） ○ 個人用のごみ箱をなくし，分別回収ボックスを配置する。 ○ 分別した資源物については，リサイクル業者に引き渡し，再資源化されるよう処理する。 ○ 廃棄物の処理等を業者に委託する場合は，適正に処理されていることを確認する。自動販売機のペットボトルや空き缶等は，設置業者が定期的に引き取るよう要請する。 ○ 庁内で物品等を販売する業者に対し，簡便な包装，使い捨て容器やリサイクル容器の回収等について協力を要請する。 ○ 出前の容器や弁当容器は，販売業者の回収を原則とする。 ○ 牛乳・乳製品等の空ビンは，配達業者が回収するよう要請する。 ○ 生ごみのコンポスト化や家畜飼料化の推進及びその普及・促進に協力する。
庁舎での水使用量	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節水コマや水圧調節により上水使用量を抑制する。 ○ トイレ等には，雨水を有効利用する雨水利用システムや再利用システムの検討・導入に努める。 ○ トイレに感知式の自動洗浄弁と自動水栓の導入を推進するとともに，節水型便器に流水音発生装置を組み合わせた整備にも努める。

3 推進目標等を達成するための具体的な行動

項目	具体的な行動
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。 (対象品目例) 紙類, 印刷物, 文具類, O A機器, 家電製品, 照明, 自動車等 ○ グリーン購入の基本方針に基づき, 環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。
再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は, その規模, 用途などを考慮し, 「県有施設への再エネ・省エネ導入ガイドライン」等を踏まえ, 再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の積極導入に努めるほか, Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化の検討・実現に努める。 ○ 既存の庁舎等についても, 設置スペースや使用形態等を考慮し, 大きな導入効果が期待できる場合には, 「県有施設への再エネ・省エネ導入ガイドライン」等を踏まえ, 積極的に再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を図る。 ○ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入時には, エネルギーサービス, リース及びE S C O等の活用を検討する。
次世代自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車の更新等に当たっては, 環境負荷が少ない次世代自動車の積極導入に努める。(再掲)
業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務(調査, イベント開催, 広報, 施設管理等)を委託する際は, 委託業者に対し, 資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し, 要請する。
県発注工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。 ○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し, 大気汚染を防止する。 ○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し, 周辺生活環境に配慮した運転方法とする。 ○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し, 騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。 ○ 情報交換システム等の活用により, 建設発生土の公共工事間利用を推進する。 ○ アスファルトコンクリート, コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は, 再資源化を推進する。

項目	具体的な行動
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の構造については、環境負荷の低減に配慮し、断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。 ○ 資材は、環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。 ○ 施設等を計画・設計する際は、周辺の自然環境保全や景観に配慮する。 ○ 屋上、壁面、外構等の緑化を検討調査し、その採用に努める。 ○ 庁舎等の敷地に植栽を施すなど、緑化を推進し、屋上緑化・壁面緑化・外構緑化に努める。 ○ せん定した枝葉は、たい肥化に努める。
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内に常駐する外部機関に対し、県の環境配慮の行動について理解と協力を求める。 ○ 施設利用者へ、利用上の配慮や県の環境配慮の行動について広報する。 ○ トイレ等に使用後の消灯等の省エネルギー行動を呼び掛けるはり紙をし、施設利用者の省エネルギー行動の促進を図る。 ○ 構内駐車場等を利用する来庁者・納入業者・タクシー等に対し、不要なアイドリングの停止を要請する。 ○ イベントや会議等を開催する場合は、開催場所の状況に応じ、参加者に対して公共交通機関利用や駐車場等での不要なアイドリングの停止を要請する。

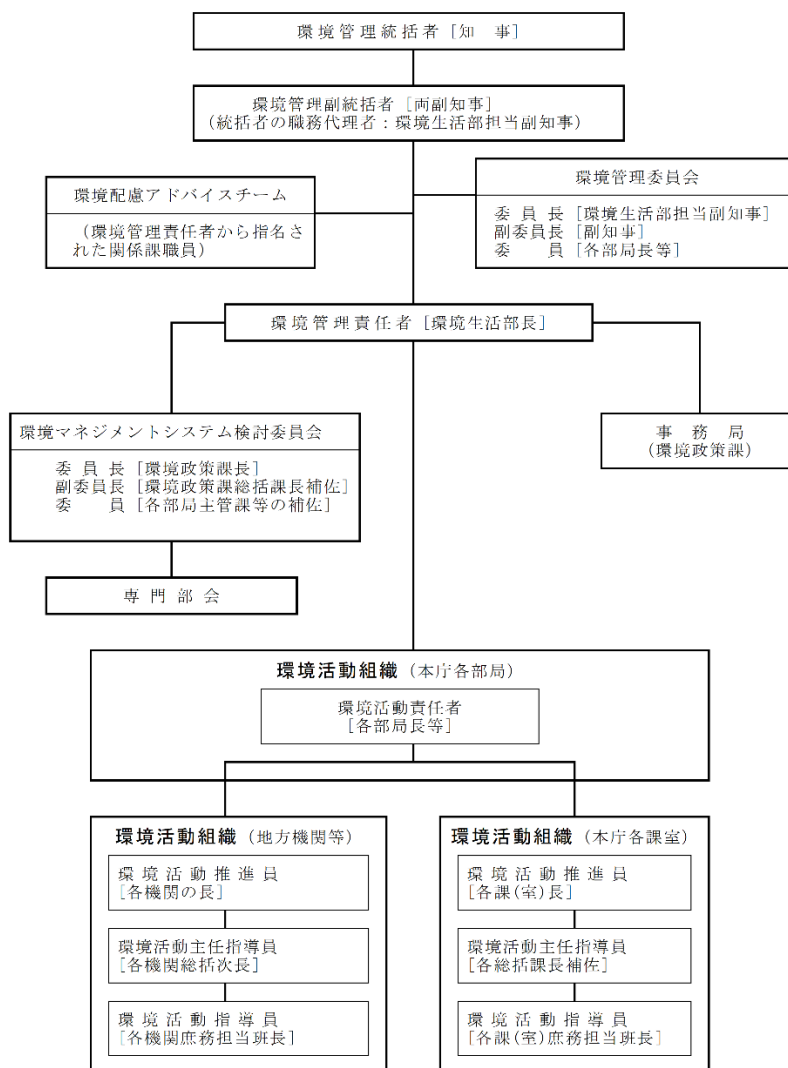
第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

- ① 県では、平成21年4月から、県の環境マネジメントシステムを構築し、本計画及び「宮城県環境基本計画」を推進しています。今後も引き続き、「宮城県環境マネジメントシステム推進組織（下図参照）」により、本計画を推進します。
- ② 環境管理統括者（知事）は、環境マネジメントを総合的かつ体系的に推進します。
- ③ 環境管理責任者（環境生活部長）は、県の全機関の職員に対し、本計画に基づく環境配慮の行動を推進することを指示します。
- ④ 環境活動責任者（各部局長，企業局長，議会事務局長，教育長，警察本部長，人事委員会事務局長，監査委員事務局長及び労働委員会事務局長）は、部局等内の環境マネジメントシステムを掌理するとともに、職員の本計画に基づく環境配慮の取組を指揮監督します。
- ⑤ 環境活動推進員は、「環境活動主任指導員（総括課長補佐等）」及び「環境活動指導員（庶務担当班長等）」に指示して、各職場での環境配慮行動の着実な推進を図ります。

図 宮城県環境マネジメントシステム推進組織



(2) 職員等への普及啓発

- ① 環境活動推進員は、環境活動主任指導員及び環境活動指導員を通じて、所属職員が環境配慮の行動を実行し、推進するよう、事務改善運動や職場広報等のほか、掲示や定期的な庁内放送等による普及・啓発を図ります。また、県民・事業者等来庁者に対しても必要な掲示や庁内放送等により理解・協力を得るよう努めます。
- ② 本計画事務局（環境生活部環境政策課）は、各職場の環境配慮行動を促進するため、環境保全に関する研修会の開催や各種情報発信等を行います。

2 計画の進行管理

(1) 環境配慮取組実績調査

環境管理責任者は、県の全機関を対象に、温室効果ガスの排出量の算定に関わる事項等に関する環境配慮の取組事項実績について、毎年度調査し、取りまとめます。

(2) 環境配慮行動に関するアドバイス

地方機関を含めた県の全機関を対象として、環境配慮行動に関するアドバイスを実施します。アドバイスに当たっては、（一財）省エネルギーセンターが実施する省エネルギー診断等を効果的に活用します。

(3) 環境マネジメントシステム検討委員会への報告

環境配慮取組実績調査結果は、本計画事務局が取りまとめ、環境マネジメントシステム検討委員会で点検・評価します。

(4) 環境管理委員会への報告・公表

- ① 環境マネジメントシステム検討委員会で点検・評価した事項は、環境管理委員会に報告します。
- ② 環境配慮の取組実績は、「宮城県環境白書」等により広く一般に公表します。

3 計画の見直し

計画の継続的な改善を図るため、計画期間内でも必要に応じて見直しを行います。

資料編

1 用語解説

【あ行】

R P A	Robotics Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる作業（プロセス）の自動化システム，P Cでの操作を自動化するもの。P Cに自動入力したり，単純作業を代替したりすることができる。
エコドライブ	省エネルギー及び二酸化炭素（C O ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。具体的には，ふんわりアクセル「eスタート」，車間距離にゆとりを持った加速・原則の少ない運転，減速時の早めのアクセルオフ，エアコンの適切使用，ムダなアイドリングの停止，適正な空気圧の点検などを行う。
S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で，2015年9月に国連で採択され，国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標であり，環境・経済・社会等をめぐる課題について，17のゴールとそれに付随する169のターゲットで構成されており，政府・自治体・企業・個人といった全ての人々が目指すべき目標とされている。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	石油危機を契機として昭和54年に，「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工・事業場等のエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されたもの。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって，赤外線を吸収し再放出する気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では，二酸化炭素（C O ₂ ），メタン（C H ₄ ），一酸化二窒素（N ₂ O），ハイドロフルオロカーボン類（H F C），パーフルオロカーボン類（P F C），六ふっ化硫黄（S F ₆ ），三ふっ化窒素（N F ₃ ）の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か行】

環境管理委員会	宮城県環境マネジメント推進組織に関する要綱に規定される組織。環境生活部担当副知事を委員長，システムの対象となる各部局等の部局長等を委員とする。環境目的・目標の設定やそれらの達成状況の監視・測定など，本県の環境マネジメントシステム全般に関する重要事項について審議する機関である。
環境基本条例	本県の良好な環境の保全及び創造について，基本理念を定め，県，市町村，事業者及び県民の責務を明らかにするとともに，良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより，県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定されたもの。
環境マネジメントシステム	事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組のこと。①経営者自ら環境に関する方針を定める，②事業活動に伴う環境への負荷を把握し，方針に沿った目標と計画を策定する，③実行のための組織やマニュアル類の整備を行う，④目標の達成状況や計画の実施状況を点検し，全体のシステムの見直しを行う，といった一連の手続（P D C Aサイクル）を繰り返すことにより取組を高めていくもの。

環境マネジメントシステム検討委員会	宮城県環境マネジメントシステム推進組織に関する要綱に規定される組織で、環境政策課長を委員長、システムの対象範囲となる各部局の主管課及び関係課の課長補佐を委員とする。システム的设计・維持・変更等に関する事項を検討する組織である。
管理標準	合理的なエネルギーの使用を図るために、エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル。省エネ法上、事業者は原則として自身が設置する工場ごとに定めなければならない。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーン購入促進条例	環境物品等や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的に制定されたもの。 購入を促進するために、県等におけるグリーン購入の推進と、県が実施すべき施策（宮城県グリーン製品認定制度など）を規定している。
コンポスト	生ごみや下水汚泥、家畜ふん尿などの有機物質を原料として、微生物の働きによって作られる堆肥のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー等	宮城県再生可能 エネルギー等・省エネルギー促進条例第2条で定義しているエネルギー又はエネルギーの利用形態 ①太陽光発電 ②太陽熱利用又は発電 ③風力発電 ④水力発電 ⑤波力・潮汐・潮流発電 ⑥海水・河川水等温度差熱利用 ⑦雪氷熱利用 ⑧地熱発電又は地熱利用 ⑨バイオマス燃料・熱・発電 ⑩燃料電池 ⑪排熱利用又は排熱発電 ⑫コージェネレーション ⑬天然ガス・メタノール・電気・ハイブリッド自動車
スマートメーター	通信機能（双方向）を有し電気の使用量をデジタルで計測できる電力量計をいう。電気の利用者が、日別、時間帯別の電気使用量や二酸化炭素排出量などのエネルギー消費情報を把握 利用することができるようになり エネルギーの管理が容易になる。
ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) の略称で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

【た行】

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。
電力の「見える化」	電力の使用状況を数字や画像で可視化（見える化）することにより、節電への意識を高めるための取組のこと。
特定事業者	省エネ法により規定されている全体のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kℓ/年度以上となる事業者のこと。県は事業者として「知事部局等」「企業局」「教育委員会」「警察本部」が指定されている。

【は行】

フロン類	フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤などとして使用されるが、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある。現在はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により、国際的に生産などの規制がなされている。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【ま行】

宮城県環境基本計画	環境基本条例に基づき、本県の良い環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるもの。
宮城県環境白書	環境基本条例第10条の規定により、毎年、県の環境の状況及び県が講じた施策等を明らかにするために作成し、公表するもの。
宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	温対法第21条第3項の規定により、宮城県域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について定めた計画で、平成30年10月に策定されたもの。

2 業務委託等に係る環境配慮の推進（仕様書記載事項の例）

①調査業務等委託	②イベント開催，広報等委託	③施設管理等委託
<p>【報告書の作成】</p> <p>内容は可能な限りコンパクト化し，次の判断基準を満たす用紙を使用し，両面印刷とすること。</p> <p>①古紙配合率70%以上であること ②【非塗工用紙（カラー用紙を除く）の場合】白色度70%以下であること ③【塗工用紙の場合】塗工量が帳面で30g/m²以下であること④再利用しにくい加工を施さないこと</p>	<p>【拡声器，照明等を使用する場合】</p> <p>①拡声器を使用する場合には，騒音対策に努めること。 ②照明を使用する場合には，適切な明るさ，不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。</p>	<p>【庁舎内に常駐して作業する場合】</p> <p>庁舎管理者が定めた庁舎利用手引き等に基づき，省エネ，廃棄物の分別を行うこと。</p>
<p>【自動車を使用する場合】</p> <p>適切な大きさの車両を使用し，効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。</p>	<p>【廃棄物が発生する場合】</p> <p>①再生利用可能な資機材の使用等，廃棄物の発生抑制に努めること（パンフレットの配布，飲食物の提供はリターナブル容器の使用等） ②会場にリサイクルボックスを設置するなどリサイクルを推進すること。</p>	<p>【廃棄物が発生する場合】</p> <p>廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。</p>
<p>【廃棄物が発生する場合】</p> <p>廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。</p>	<p>【パンフレットを作成する場合】</p> <p>コンパクト化し，宮城県グリーン購入の推進に関する計画の判断基準を満たすこと。</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②【非塗工用紙（カラー用紙を除く。）の場合】白色度70%以下であること ③【塗工用紙の場合】塗工量が帳面で30g/m²以下であること。 ④再利用しにくい加工を施さないこと。</p>	<p>【自動車を使用する場合】</p> <p>適切な大きさの車両を使用し，効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。</p>
	<p>【自動車を使用する場合】</p> <p>適切な大きさの車両を使用し，効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。</p>	<p>【施設内の植物，街路樹等を管理する場合】</p> <p>病害虫及び雑草の防除は物理的防除を基本とする。やむを得ず農薬を使用する場合には，周辺住民等に十分に配慮し，農薬取締法及び関係法令等を遵守して適切に使用する。</p>